

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年8月20日(2009.8.20)

【公開番号】特開2008-306606(P2008-306606A)

【公開日】平成20年12月18日(2008.12.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-050

【出願番号】特願2007-153430(P2007-153430)

【国際特許分類】

H 04 N 5/76 (2006.01)

H 04 N 7/173 (2006.01)

G 11 B 20/10 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/76 A

H 04 N 7/173 6 3 0

H 04 N 5/76 Z

G 11 B 20/10 3 0 1 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月29日(2009.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

テレビ局の選択手段と、前記選択手段によって選択可能なテレビ局の放送番組を全て受信する受信手段と、前記受信手段が受信する放送番組を全て録画する録画手段と、前記選択手段が選択するテレビ局が放送中の放送番組を表示する表示手段と、操作手段と、前記操作手段による操作に基づき前記表示手段にされている放送番組の録画済部分を前記録画手段から読み出して放送中部分に換えて再生する録画中再生制御手段とを有することを特徴とする動画データ鑑賞装置。

【請求項2】

テレビ局の選択手段と、前記選択手段によって選択可能なテレビ局の放送番組の供給を受ける受信手段と、前記選択手段が選択するテレビ局が放送中の放送番組を表示する表示手段と、操作手段と、前記操作手段による操作に基づき前記表示手段にされている放送番組を放送中部分に換えて前記受信手段に基づく開始部分から再生する制御手段とを有することを特徴とする動画データ鑑賞装置。

【請求項3】

前記受信手段は、放送番組の開始部分から終了部分までを受信することを特徴とする請求項2記載の動画データ鑑賞装置。

【請求項4】

テレビ局の選択手段と、前記選択手段によって選択可能なテレビ局の放送番組を全て受信する受信手段と、前記受信手段が受信する放送番組を全て録画する録画手段と、前記表示手段に現在放送中の放送番組のリストを表示する前記表示手段と、前記表示手段に表示される現在放送中の放送番組のひとつを選択する操作手段と、前記操作手段によって選択された放送番組の録画済部分を前記録画手段から読み出して再生する録画中再生制御手段とを有することを特徴とする動画データ鑑賞装置。

【請求項5】

テレビ局の選択手段と、前記選択手段によって選択可能なテレビ局の放送番組を全て受信する受信手段と、前記受信手段が受信する放送番組を全て録画する録画手段と、前記選択手段が選択するテレビ局が放送中の放送番組を表示する表示手段と、録画操作手段と、前記録画操作手段による操作に基づき前記表示手段にされている放送番組の録画済部分以降番組終了までを録画として保存する録画制御手段とを有することを特徴とする動画データ鑑賞装置。

【請求項 6】

主電源と、前記主電源がオンのときのみ機能するテレビ番組鑑賞機能部と、前記主電源のオンオフにかかわらず選択可能なテレビ局の放送番組を全て受信するとともに録画する受信録画手段と、テレビ局の放送番組の有無を検知して前記受信録画手段を制御する受信録画制御手段とを有することを特徴とする動画データ鑑賞装置。